

2 議案第47号関係

おいらせ町職員定数条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案		現 行			
(職員の定数)		(職員の定数)			
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。					
区分	定数	区分	定数		
町長の事務部局の職員	一般職員 国民健康保険 おいらせ病院 の職員	一般職員 国民健康保険 おいらせ病院 の職員	144人 <u>62人</u> 144人 <u>58人</u>		
議会の事務部局の職員	4人	議会の事務部局の職員	4人		
教育委員会の事務部局の職員	23人	教育委員会の事務部局の職員	23人		
農業委員会の事務部局の職員	4人	農業委員会の事務部局の職員	4人		
合計	237人	合計	233人		
2 前条第1号から第3号まで又は第6号に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合において、職員の数が前項の表に掲げる定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り定数の外にあるものとすることができる。		2 前条第1号から第3号まで又は第6号に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合において、職員の数が前項の表に掲げる定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り定数の外にあるものとすることができる。			